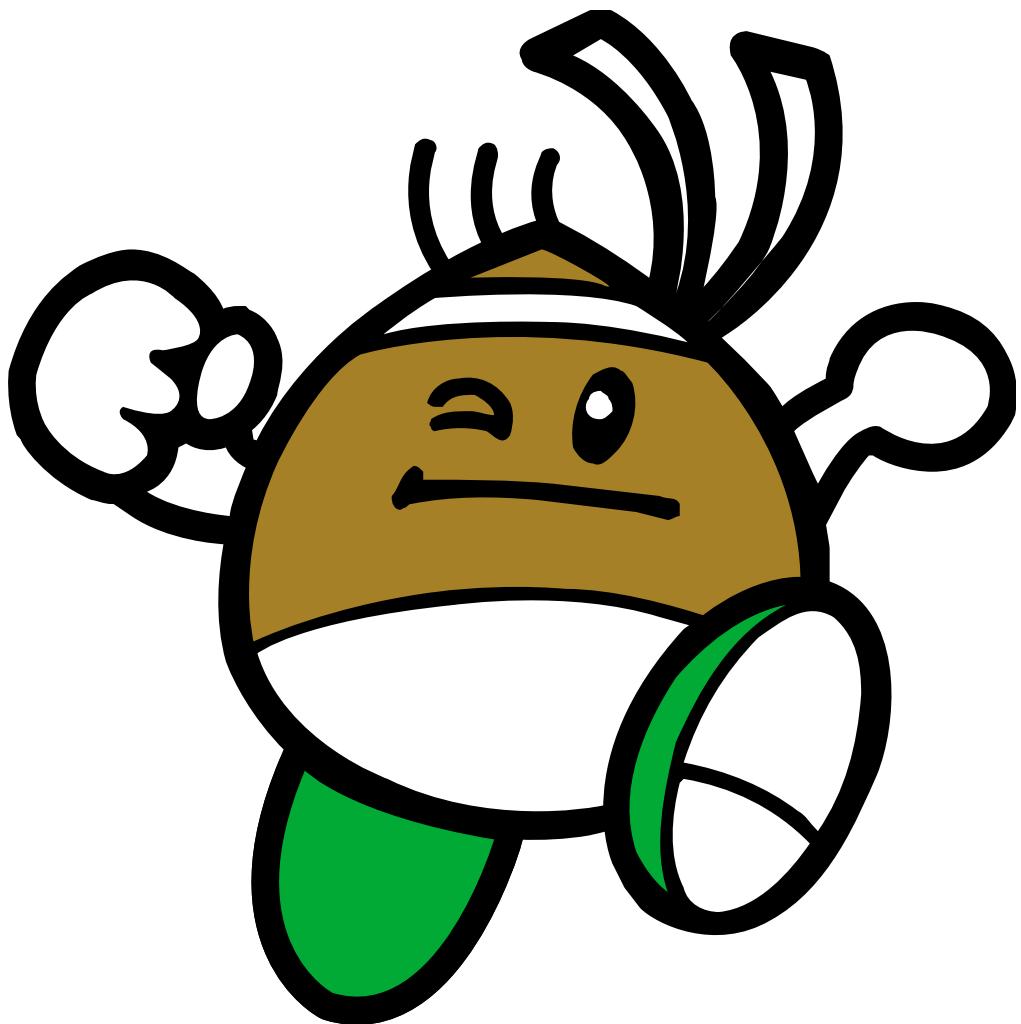
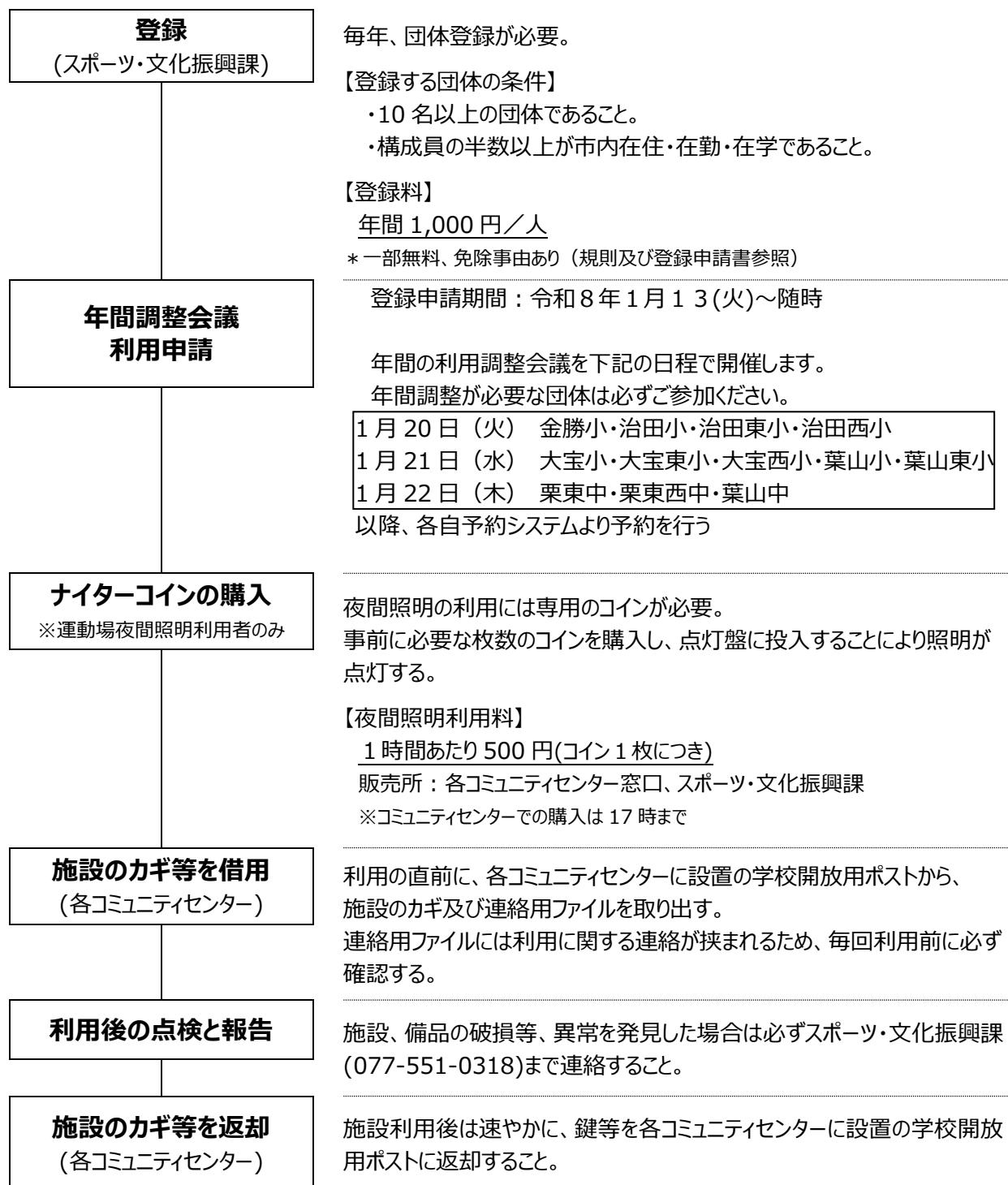


栗東市学校体育施設
スポーツ開放のしおり
令和8年度版



栗東市教育委員会

学校体育施設スポーツ開放利用のながれ



学校や近隣、次に利用する団体の迷惑とならないよう、正しく利用してください。

利用にあたっての注意事項

各団体の代表者は、団体の責任者として構成員の管理監督を徹底し、本事業規則及び次の注意事項を十分理解のうえ、管理指導員と協力して構成員の指導にあたってください。

1. 申請内容と異なる利用は厳禁。
2. 許可を受けた施設のみを利用し（手洗い場・トイレ等含む）、校舎・園庭等利用に関係のないスペースへの立ち入り厳禁。
3. 学校備品の借用は原則不可。一部許可を受けた用具（支柱・モップ等）については、その取り扱い及び移動にかかる施設の損傷等に十分注意すること。
4. 屋内施設への土足での立ち入り、運動場における金具スパイク及びこれに類するものの使用はしないこと。
5. 騒音を発するものや、周囲の人や家屋に危害がおよぶおそれがあるもの（硬球等）の使用、またこれに繋がる行為は禁止。
6. 学校敷地内の喫煙及び火気の使用、飲食は厳禁。**※水分補給は可**
敷地付近においても、近隣に迷惑のないよう、十分配慮すること。
7. 施設利用後は必ず清掃及び整頓を行い、ごみの持ち帰りを徹底すること。
8. 利用時刻（清掃及び整頓の時間を含む）を厳守し、終了後は速やかに学校敷地内から退去すること。
9. サッカーゴールの移動、バスケットゴールの昇降等、危険を伴う作業は必ず大人が行い、収納後は固定状況等の点検を行うこと。
10. 施設・設備に万一損害を与えた場合は、必ず教育委員会（スポーツ・文化振興課）へ連絡し、その指示に従い、損害補償を行うこと。
11. 少年団体の利用については、青少年の健全育成及び学校生活に支障が無いよう、十分考慮すること。
12. その他、学校施設を利用しているということを念頭に置き、スポーツをする者として厳正な態度で施設を利用すること。

管理指導員の任務について

管理指導員は、本事業規則及び前頁の注意事項を十分理解のうえ、次のことを遵守し、構成員への指導にあたってください。

1. 管理指導員の服務時間は、開放利用に伴う団体の活動時間全体とする。
2. 管理指導員は、施設の管理及び構成員の安全確保のため、利用時に施設を巡回し、常に適正な利用に向けた指導にあたること。
3. 管理指導員は、施設利用後の清掃及び整頓、消灯状況の点検、火災予防及び戸締りに万全を期すこと。
4. 管理指導員は、服務時間中の事故について、必要に応じて教育委員会や消防署・警察署等、関係機関に連絡するなど、適切な処置を行うこと。
5. 管理指導員は、施設・設備等に異常を発見した時は、必ず教育委員会（スポーツ・文化振興課）に報告すること。
6. 管理指導員は、施設・設備等に破損等の損害を与えた時は、必ず教育委員会（スポーツ・文化振興課）へ報告するとともに、その損害補償について適切な対応を行うこと。

スポーツ安全保険への加入を推奨します

予期せぬケガや施設の破損に備え、スポーツ保険への加入をご検討ください。
栗東市教育委員会ではスポーツ安全保険への加入を推奨しています。（詳細は下記 HP へ）



公益財団法人スポーツ安全協会 HP
<https://www.sportsanzen.org/hoken/>

悪天候等による利用の中止について

1. 暴風警報または各種特別警報発令時

- ・発令中は利用を中止してください。
- ・利用中に発令された場合、速やかに利用を中止してください。
- ・発令の有無にかかわらず、天候や周辺環境が危険な場合は、利用を中止してください。

2. 学校閉鎖時

- ・利用施設が学校閉鎖となった場合、利用中止となります。
※学校からの連絡を受け、スポーツ・文化振興課より各団体へ連絡します。
- ・構成員に小中学生を含む団体は、学級閉鎖等により下校または休校となっている構成員の利用は中止してください。

3. 酷暑時

- ・熱中症警戒アラート等を参考にし、WBGT（暑さ指数）31以上または気温35度以上の場合、各団体において中止を検討してください。

《参考》

WBGT (参考気温)	熱中症予防運動指針	
31 以上 (35℃以上)	危険 運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
28~31 (31~35℃)	厳重警戒 激しい運動は中止	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
25~28 (28~31℃)	警戒 積極的に休憩	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21~25 (24~28℃)	注意 積極的に水分補給	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21 未満 (24℃未満)	ほぼ安全 適宜水分補給	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019) より

緊急時連絡先

1. 火災、事故、負傷等の場合・・・119番

機関名	電話番号
湖南広域消防局 中消防署（小柿）	077-552-0119
湖南広域消防局 中消防署出張所（御園）	077-558-0119
湖南広域消防局（小柿）	077-552-1234

2. 非行、事件等の場合・・・・・・110番

機関名	電話番号
草津警察署	077-563-0110
手原駅前交番	077-552-1110
栗東駅前交番	077-553-3865
金勝警察官駐在所	077-558-0312

3. 軽微な災害等発生時または事後報告先

機関名	電話番号
栗東市教育委員会事務局 スポーツ・文化振興課 （月～金 9:00～16:30）	077-551-0318
栗東市役所（土、日、祝日、夜間のみ）	077-553-1234
警備保障委託先（24時間） 治田東小/葉山東小/大宝東/葉山中 ・セコム(株)（大橋一丁目10-31）	077-553-9355
治田小/治田西小/葉山小/金勝小/大宝小/大宝西小/栗東中/栗東西中 ・総合警備保障(株)（小柿四丁目13-11）	077-552-9045

本事業では、利用にかかる手続きを円滑に行うため、各コミュニティセンターに一部業務（ナイトーコインの販売、施設のカギ等連絡ポストの設置等）の取次ぎをお願いしています。
本事業利用にあたり、お気づきの点やお困りごと等がある場合は、事業主体である**スポーツ・文化振興課**（☎551-0318／✉spobun@city.ritto.lg.jp）まで、ご連絡いただきますようお願いいたします。

栗東市立学校体育施設スポーツ開放規則

令和6年1月25日
栗東市教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、栗東市民の心身の健全な発達を図るため、学校教育に支障のない範囲で、栗東市立小中学校の体育施設（以下「施設」という。）を地域住民のスポーツ及びレクリエーション活動に開放すること（以下「スポーツ開放」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任)

第2条 スポーツ開放に関する事務は、栗東市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行い、当該開放に伴う施設の管理は教育委員会が行う。

2 スポーツ開放を行う学校（以下「開放校」という。）の校長は、当該開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

(開放する施設等)

第3条 開放する施設（以下「開放施設」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、利用にあたっては、スポーツ及びレクリエーション活動で、当該開放校の校長の意見を聴いて教育委員会が認める種目のみとする。

(開放する日時)

第4条 開放する日時は、別表第2に定めるとおりとする。

2 教育委員会は、学校教育上又は事業運用上必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、開放する日時を変更することができる。

(利用の対象)

第5条 開放施設を利用できるもの（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 構成員の半数以上が栗東市に在住、在勤又は在学している者で、成人の代表者を含む10人以上で構成される団体かつ栗東市立学校体育施設スポーツ開放利用登録団体の認定を受けた団体（以下「登録団体」という。）

(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認めたもの

(登録)

第6条 栗東市立学校体育施設スポーツ開放利用登録団体の認定を受けようとする団体は、栗東市立学校体育施設スポーツ開放登録申請書（別記様式第1号）により、教育委員会に申請するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、認定の可否を決定し、認定する場合は栗東市立学校体育施設スポーツ開放利用団体登録証（別記様式第2号）を交付するものとする。この場合において、登録の有効期間は、認定日から当該年度末日までとする。

3 登録団体は、登録内容に変更が生じた場合は、栗東市立学校体育施設スポーツ開放登録変更（追加）届（別記様式第1号の2）により、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(管理指導員)

第7条 各登録団体は、管理指導員を置かなければならない。

2 管理指導員は、スポーツ開放に伴う施設の管理及び構成員の安全確保の指導にあたるものとする。

(利用の手続等)

第8条 登録団体の代表者は、栗東市立学校体育施設スポーツ開放利用申請書（別記様式第3号）により、利用しようとする開放施設が所在する学区のコミュニティセンターを経由して教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、許可を行うときは、栗東市立学校体育施設スポーツ開放利用許可書（別記様式第4号）を交付しなければならない。

3 第5条第2号に該当するものによる利用又は教育委員会が特に必要と認めた場合は、教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、利用を許可することができる。この場合における手続については、

その都度、教育委員会が定める。

(登録料及び利用料)

第9条 登録団体は、登録料として1人当たり年間1,000円（中学生以下及び運動場の夜間区分のみを利用する登録団体の構成員を除く。）を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げるものは登録料を免除する。

- (1) 地域振興協議会、自治連合会、自治会、総合型地域スポーツクラブ及び栗東市スポーツ少年団加盟の団体
 - (2) 市の事業に関して利用するもの
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、栗東市立学校体育施設スポーツ開放登録料免除申請書（別記様式第5号）の提出により、教育委員会が特に必要と認め、栗東市立学校体育施設スポーツ開放登録料免除通知書（別記様式第6号）を交付したもの
- 2 運動場の夜間照明を利用するものは、夜間照明利用料として1時間当たり500円を納付しなければならない。
- 3 既納の登録料及び夜間照明利用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない事由により利用ができなくなったとき、その他教育委員会が正当と認める事由においては、利用料の全部又は一部を還付することができる。

(利用の禁止)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条第2項の規定による認定及び第8条第2項の規定による許可を行わない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 開放施設及び附属設備等を損傷又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前号のほか、開放施設の管理上支障があると認めるとき。

(利用の中止等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の規定による認定及び第8条第2項の規定による許可の変更、停止又は取消しを命ずることができる。この場合において、利用者に損害が生じても、教育委員会はその責めを負わない。

- (1) 市又は教育委員会が緊急に利用する必要が生じたとき。
- (2) 開放校の行事、施設の状況等により不適と認めたとき。
- (3) 利用者がこの規則及びこの規則に基づく教育委員会の指示に違反したとき。
- (4) 利用者が前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用の賠償責任等)

第12条 利用者は、スポーツ開放に伴い次の各号に掲げる事故を生じた場合は、自らその事故による責任を負い、かつ、その事故による損害を賠償するものとする。

- (1) スポーツ開放の利用中に発生した傷害事故
- (2) 開放施設及び設備を故意又は過失により毀損又は亡失した事故

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の栗東市立学校体育施設スポーツ開放規則の規定は、令和6年度以後のスポーツ開放について適用し、令和5年度のスポーツ開放については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前に作成された様式でこの規則の施行の際、現に在庫しているものについては、この規則による様式により作成されたものとみなし、当分の間、必要に応じて補正して引き続き使用するものとする。

別表第1（第4条関係）

学校名	施設名
金勝小学校	体育館、運動場、プール
葉山小学校	体育館、運動場、プール
葉山東小学校	体育館、運動場、プール
治田小学校	体育館、運動場、プール
治田東小学校	体育館、運動場、プール
治田西小学校	体育館、運動場、プール
大宝小学校	体育館、運動場、プール
大宝東小学校	体育館、運動場、プール
大宝西小学校	体育館、運動場、プール
栗東中学校	体育館、柔剣道場
葉山中学校	体育館、柔剣道場
栗東西中学校	体育館、柔剣道場

備考 小学校プールは、利用対象を分団水泳及び学童保育所に限る。

別表第2（第5条関係）

1 各小学校（体育館及び運動場）

期間	曜日	昼間	夜間
通年（12月26日から翌年1月3日までを除く。）	月曜日から金曜日まで (国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日(以下「祝日」という。)を除く。)	9時00分から17時00分まで	17時00分から21時00分まで
	土曜日、日曜日及び祝日		17時00分から21時00分まで

備考 大宝東小学校運動場は、開放する曜日を火曜日、木曜日、金曜日及び日曜日に限る。

2 各小学校（プール）

期間	曜日	昼間	夜間
7月21日から8月31日まで	全曜日	10時00分から16時00分まで	

3 各中学校（体育館・柔剣道場）

期間	曜日	昼間	夜間
4月1日から11月30日まで	全曜日		19時30分から21時30分まで
12月1日から3月31日まで(12月26日から翌年1月3日を除く。)	全曜日		19時00分から21時00分まで

備考 栗東中学校柔剣道場は、スポーツ少年団及び小学生を主な構成員とする登録団体の利用に限り、開放開始時間を当該中学校の部活動終了後からとする。

(別記様式省略)

利用にかかる報告
(メールフォーム)



登録／利用変更様式



スポーツ保険加入推奨



栗東市教育委員会事務局スポーツ・文化振興課

栗東市安養寺一丁目13-33 栗東市役所3階

T E L:077-551-0318

F A X:077-551-0149

メール:spobun@city.ritto.lg.jp